

## 協議事項 1

### 鳥取県における今後の特別支援教育に関するパブリックコメント実施状況について

平成20年7月15日  
特別支援教育課

#### 1 パブリックコメントの応募状況（7月11日現在）

##### (1) 意見募集したテーマ

「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」

資料1 意見募集チラシ

資料2 教育審議会特別支援教育部会（答申案中間まとめ）概要

##### (2) 募集期間 6月30日（月）～7月25日（金）

##### (3) 応募状況 58件（19人）

#### 2 説明会について

##### (1) 説明会概要

日 時 : 平成20年7月5日（土） 午前10時～正午

会 場 : 倉吉体育文化会館 大研修室

参加状況 :	保護者	23名	} 合計 86名
	教職員	44名	
	県及び市町村教育委員会	4名	
	関係機関（労働・福祉・保健）職員	4名	
	県民（一般）	11名	

#### 3 総括

- ・概ね方向性に賛同若しくは具体部分の加筆についての意見であった。
- ・否定的な意見は、自分の関わる障害種の視点で、中間まとめの表現の修正を求める1件のみであった。

#### 4 主な意見

##### ◆ 基本的な考え方の方針について

- ・各生活圏域における教育の充実としてあるが、地域における…ということばを入れておく必要がある。（教員）
- ・答申の中に市町村の財政的な支援をすべきというような文言を書き加えてほしい。（教員）
- ・センター的機能の定義がほしい。（教員）
- ・中部のエール（県自閉症・発達障害支援センター）のようなものが通級指導を行っていくような方法は難しいだろうか。（教員）

##### ◆ 特別支援学校の教育の在り方について

##### <特別支援学校における教育全体・共通>

- ・教員の専門性向上も必要だが、校内支援担当である発達臨床資格のようなものを持たれた先生が必要に思う。（保護者）

- ・軽度の知的障害のことが中心で、重度、重複障害の児童生徒に対する施策の方向性がない。強度行動障害の子どもたちに対応、そして、卒業後の進路も大きな課題であると思うので、盛り込んでほしい。(保護者)
- ・高等特別支援学校、分校、分教室のもう少し具体案を出してほしい。(どこに、いつ頃かなど)
- ・長年に渡って、高等養護学校、高校での特別支援学級の設置をお願いしてきたが、前向きな方向になっていただき、ありがたい。(保護者)
- ・就業率向上がうたわれているが、どこまでの向上をねらうのか。学校現場における職場開拓のための進路担当は1名のみ。これでできるはずはない。(教員)
- ・視覚障害のある生徒の就労促進に向け、県教育委員会もバックアップしてほしい。(教員)
- ・生徒の多くは小学校、中学校から大きな課題をかかえ、知的障害養護学校に入ってくる。小学校、中学校をまきこんだ進路指導が必要だと思う。
- ・学校教育の充実とともに社会教育の充実の必要性を感じる。市町村単位で教育環境の整備が進められるべきである。

### <東部圏域>

- ・くれぐれも盲学校と聾学校の統合などお考えにならないでいただきたい。(教員)
- ・寄宿舎について部会で議論されたのであれば、明記してほしい。(教員)
- ・心身症等の心の問題を抱える児童生徒への対応について、どんな議論がなされたのか知りたい。心身症等の生徒の卒業後の就労促進を充実してほしい。(保護者)
- ・特別支援学校の統合など、効率主義的な考え方をしないで一人一人の自立に向けた支援体制をお願いしたい。(教員)

### <中部圏域>

- ・学校看護師では対応できない児童生徒とは、どの程度の医療的ケアを想定しているのか。学校看護師の増員など、もう少し配慮してほしい。(保護者)
- ・療育センターは地域生活を実現できるよう支援している。教育と福祉とがさらに連携していきたい。(福祉機関職員)

### <西部圏域>

- ・西部には市米養が病弱を扱っているが、中学部までであり、しかも単一障害しか受け入れていない。療育センターの近くにある皆生養護学校に部門設置もよいのではないか。(教員)

## ◆ 幼稚園（保育所）・小学校・中学校・高等学校の特別支援教育の在り方について

### <幼稚園（保育所）>

- ・幼児期は私立の問題がある。全教職員の理解とあるが、経営者も含めた理解が必要。(一般)
- ・情報マップの作成とあるが福祉との連携により、明確な相談窓口を作してほしい。(保護者)
- ・保育所での早期発見、保育所での特性理解、支援は進んでいるのに、小学校での支援がなさすぎる。(職員の仕事量が多くなる。場所がないのを理由に)加配もない。(保護者)
- ・5歳児健診の受診率を100%にするために、福祉・医療機関との連携を。(教員)

### <小学校及び中学校>

- ・LD等専門員の巡回相談は、大きな問題(二次障害)になってからの活用と考えている学校

がある。問題が起こってからではなく、社会に出る準備をしていくため、定期的に他の専門家が来てアドバイスが必要。高校でも、どんどん入ってほしい。(保護者)

- ・個々の児童に応じた支援を図ることについて、「診断」を強く求められる風潮に危惧を感じる。(保護者)
- ・通常の学級でも弾力的、柔軟な個々に応じた支援が充実されることが大切だと思う。職員の資質向上、人員配置の充実。(教員)
- ・鳥取県には通級指導教室が少ないうえに、言語とLD等に分かれている。診断があいまいな児童の場合、行くところがなくなってしまう。言語のほうが間口が広い。(保護者)
- ・いろいろな子、あいまいな子をコミュニケーションの向上という意味で言語通級を一つの受け皿にしていくといった点に賛同した。(保護者)
- ・特別支援学級に在籍している児童と保護者にとって、地域の中学校と特別支援学校のメリット、デメリットを比べる情報がない。(保護者)
- ・特別支援学級に専門性のある担任の配置とあるが、教員の生活圏域も加味して本当に対応できるのか。(教員)
- ・現在、中学校の特別支援学級の在り方に大きな課題がある。
- ・県が配置する特別支援学級支援非常勤職員と、市町村が配置する特別支援教育支援員の配置の基準が分かりにくい。(保護者)
- ・小→中学校への移行支援について  
管理職(校長、教頭)の研修や「わかる授業」などの他に、子どもが通う中学校へもっと行き来がしやすくなるようにすることも必要だと思う。(保護者)

#### <高等学校>

- ・個人情報だといわれるが、大事な情報だからこそ、特別支援が必要な生徒の情報を上げてほしい。(保護者)
- ・中→高の連携が気になる。支援体制が徐々に整っていくのは実感できて頼もしく思うが“今”どうしようという不安にこたえる窓口がほしい。(保護者)
- ・中高連携、特に個人情報のやり取りをケースバイケースではしっかり行うべきである。
- ・高校での特別支援教育を充実するためには人的支援が必要。(教員)

#### ◆ その他のご意見

##### <普及啓発>

- ・特別支援教育の普及啓発に関して、新しいものや具体性のあるものを考えていかないといけない。(教員)

##### <保護者支援>

- ・保護者が家庭で適切な支援をするためのリーフレットの作成等があるとよい。(保護者)

##### <連携>

- ・他機関との連携をうたって欲しい。学校と医療現場の連携のために何が大切か、専門家の声も欲しい。(教員)

##### <特別支援教育の推進>

- ・教育センターにおいて、特別支援教育を推進していく部門を設置するか、新たに独立させて設置するのはどうか。県内の特別支援教育についての情報(基本的な考え方、指導事例、実践例等)の共有化を進めてもらいたい。(教員)

## 鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について、ご意見をお寄せください。

～障害のある児童生徒一人一人の自立に向けた支援を進めます～

鳥取県教育委員会では、障害のある子どもの自立と社会参加に向けた特別支援教育を推進するにあたり、鳥取県教育審議会において、今後の特別支援教育の在り方について検討しています。

そこで、検討中の内容について県民のみなさんからご意見をいただき、今後の取組に反映させていただきます。

※ 特別支援教育とは、障害のある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行うものであり、支援を必要とする子どもの在籍するすべての学校等で実施されるものです。

## 今後の特別支援教育の在り方について（検討している内容）

## 基本的な考え方の方針

- 各生活圏域（東部・中部・西部）における教育の充実
- 特別支援学校のセンター的機能の推進
- 発達障害を含む障害のある児童生徒等への支援の拡充
- 特別支援教育の普及啓発

## 特別支援学校の教育の在り方

## ○東部・中部・西部ごとの教育の充実

- ・ 知的障害を対象とする特別支援学校高等部生徒のニーズを踏まえ、高等特別支援学校、分校・分教室の設置等を検討
- ・ 鳥取壘学校ひまわり分校中学部の設置を検討
- ・ 地域の教育的ニーズに応じたセンター的機能の発揮
- ・ 東部・西部に特別支援学校の専門性を活用した発達障害教育拠点（対象：自閉症）の設置を検討

## ○特別支援学校の教員の専門性の向上

- ・ 対象とする障害種に加え、発達障害等を含む障害に関する専門性の向上

## 幼稚園(保育所)、小学校、中学校、高等学校の特別支援教育の在り方

## ○発達段階に応じた適切な教育の充実

**幼稚園（保育所）**・担当者の明確化と園内支援体制の構築

- ・ 幼児期から学齢期への一貫した支援の推進

**小学校・中学校**

- ・ 校内支援体制の一層の充実と支援の質の向上
- ・ 通級指導担当教員の計画的な養成
- ・ 特別支援学級に専門性のある教員の配置
- ・ 交流及び共同学習の推進と教育的ニーズに応じた学習集団の確保

**高等学校**・校内支援体制の確立

- ・ 発達障害等に関する教職員の理解と専門的な支援の向上

## ○一貫した支援体制の整備

- ・ 「個別的教育支援計画」を活用した円滑な連携

## ○連携による支援の充実

- ・ 校内及び校外の関係機関との連携の推進

## ご意見をいただきたい内容

- ◇ 基本的な考え方の方針について
  - ◇ 特別支援学校の教育の在り方について
  - ◇ 幼稚園(保育所)、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方について
- ◎その他にも、ご意見等があれば、お聞かせください。

## ご意見の提出方法

- ◇ 提出先：県教育委員会事務局特別支援教育課
- ◇ 提出方法：次のいずれかの方法でお寄せください。
- 郵送：〒680-8570  
(郵便番号のみで届きます)
- ファクシミリ：0857-26-8170
- 電子メール：[tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp](mailto:tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp)
- 意見箱への投函：県庁県民室、総合事務所県民局、県立図書館に設置してあります。

## ご意見の募集期限

7月25日（金）まで

## 意見募集のホームページ

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4229>

※ホームページのほか、県庁県民室、各総合事務所県民局、各教育局、県立図書館にも資料を設置しています。

## 県教育委員会事務局 特別支援教育課

《電話》 0857-26-7575  
7598

お問合せ先

# 鳥取県における特別支援教育の在り方について

## ◆ 基本的な考え方の方針について

## ◆ 特別支援学校の教育の在り方について

## ◆ 幼稚園（保育所）・小学校・中学校・高等学校の特別支援教育の在り方について

## ◆ その他、ご意見があればお書きください。

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について（答申案中間まとめ 概要）

～障害のある児童生徒一人一人の自立に向けた支援の充実のために～

鳥取県教育審議会特別支援教育部会

諮 問 （平成18年8月1日）

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について  
 1 特別支援学校における教育の在り方について  
 2 幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方について

I 本県における特別支援教育推進の基本的な考え方

- 1 各生活圏域（東部・中部・西部）における教育の充実  
 障害のある幼児児童生徒（以下：「児童生徒等」という）の自立と社会参加の促進をめざし、その障害の種類や程度に応じた教育を受けることができるよう、各生活圏域の教育環境を整備する。
- 2 特別支援学校における専門性を基盤として、地域のニーズに応じたセンター的機能の推進を図る。
- 3 発達障害を含めた障害のある児童生徒等への支援の拡充  
 幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校（以下：「小・中学校等」という）においては、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害（以下：「発達障害」という）を含めた障害のある児童生徒等への指導や支援の推進に努める。
- 4 特別支援教育の普及啓発  
 教職員をはじめ、保護者、地域社会、広く県民に対して研修や広報活動等を通じた特別支援教育の普及啓発の推進に努める。

II 特別支援学校における教育の在り方

1 障害の多様化に応じた教育の充実 【県内全域共通】

- 【課 題】
- 知的障害を対象とする特別支援学校における児童生徒数の増加に伴う施設整備及び障害の多様化に応じた教育の充実
  - 卒業後の自立と社会参加に向けた一人一人の特性や能力に応じた進路指導の充実及び就職を希望する高等部生徒の就職率の向上

【施策の方向性】

- 知的障害を対象とする特別支援学校高等部生徒の実態や教育的ニーズ等を踏まえた上で高等特別支援学校の設置や県立学校内に分校や分教室の設置等を検討する。
- 自閉症への指導・支援を充実するために、特別支援学校に発達障害教育拠点の設置を検討していく。【東部圏域・西部圏域】
- 小・中学校から高等部までの一貫した進路指導の体制を確立するとともに、高等部コース制の改善等により、生徒の企業等への就職等就労を促進する。

県内全域

2 東部圏域における教育の充実

- 【課 題】
- 県立鳥取盲学校及び県立鳥取聾学校の児童生徒等の減少化への対応並びに施設の有効活用
  - 視覚障害教育及び聴覚障害教育における教員の専門性の維持・向上並びに重複化への対応
  - 県立鳥取養護学校における心身障害等の児童生徒に対応する教育の充実

【施策の方向性】

- 社会性を育むための交流及び共同学習の推進及び施設の有効活用を検討する
- 視覚障害教育及び聴覚障害教育における専門性の向上並びにセンター的機能の発揮について検討する
- 県立鳥取養護学校においては、心身障害をはじめとする心の問題を抱える児童生徒への対応について、精神保健・医療と教育の一層の連携の充実を努める。

3 中部圏域における教育の充実

- 【課 題】
- 視覚障害及び聴覚障害並びに病弱に対応した教育の充実
  - 肢体不自由教育に対応した施設整備の充実
  - 医療的ケアが必要な児童生徒への対応

【施策の方向性】

- 特別支援学校の専門性を生かしたセンター的機能を発揮し、機敏に対応していく。【視覚障害・聴覚障害・病弱】
- 適切な教育環境の整備及び医療機関等との連携による重症・重複障害児への対応の充実を努める。

中部圏域

4 西部圏域における教育の充実

- 【課 題】
- 鳥取盲学校ひまわり分校の中学部設置
  - 視覚障害に対応した教育の充実

【施策の方向性】

- 鳥取盲学校ひまわり分校に中学部を設置を検討する。
- 特別支援学校のセンター的機能を発揮する。【視覚障害・病弱】

西部圏域

III 幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方

1 幼稚園（保育所）における特別支援教育

幼稚園（保育所）

【課題】

- 園内支援体制の整備
- 発達障害等のある幼児への早期からの対応
- 関係機関と連携した、年齢期への移行支援の充実

【施策の方向性】

- 特別支援教育の窓口となる担当者の明確化と園内支援体制の構築を行い、幼稚園（保育所）における特別支援教育を推進する。
- 障害特性や支援について、全教職員の理解と連携を推進し、専門性の向上を図る。
- 市町村の状況に応じた移行支援体制の構築を図り、幼児期から学齢期への一貫した支援を推進する。

2 小学校及び中学校における特別支援教育

(1) 通常の学級

通常の学級

【課題】

- 学校間による校内支援体制の機能の格差
- 多様な障害のある児童生徒の特性に応じた一貫した支援の継続

【施策の方向性】

- 管理職研修を充実し、管理職のリーダーシップの一層の向上を図る。
- 児童生徒の多様な学び方に対応した「わかる授業」を推進する。
- 発達障害に関する専門性の高い教員の養成に努める。
- 特別支援学級の弾力的運用等による支援の充実を図る。

(2) 通級による指導

通級による指導

通級による指導

【課題】

- 通級指導教室の拡充と機能の充実
- 通級指導担当教員の専門性の維持・向上

【施策の方向性】

- 通級指導担当教員の巡回による指導を促進する。
- 地域の実情に応じて「通級」による指導の理解を図る。
- 通級指導担当教員の計画的な養成と、専門性の維持・向上に努める。

(3) 特別支援学級

特別支援学級

特別支援学級

【課題】

- 特別支援学級の増加や児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応
- 特別支援学級担任の専門性の向上

【施策の方向性】

- 専門性のある教員の配置と専門性の一層の向上を図る。
- 障害特性や児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図る。
- 特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習を推進し、教育的ニーズに応じた学習集団を確保する。

3 高等学校における特別支援教育

高等学校

【課題】

- 青年期の特性を踏まえた校内支援体制の整備
- 教職員の特別支援教育（発達障害の理解を含む）に関する教職員の理解の推進
- 関係機関と連携した、校種間等の移行期の対応

【施策の方向性】

- 特別支援教育担当者を中心とした校内支援体制の確立と、年齢段階や学校・学科の特性に対応した具体的な支援の充実を図る。
- 特別支援教育及び発達障害に関する教職員の理解と専門的な支援の向上を図る。
- 「個別の教育支援計画」の活用など、中学校と高等学校の連携を円滑にする。

IV 特別支援教育の推進のために

1 特別支援教育の普及啓発の取組

特別支援教育の普及啓発の取組

【課題】

- 保護者や地域の方々への特別支援教育の理念や内容の普及
- 発達障害を含む障害特性と適切な対応についての理解

【施策の方向性】

- 特別支援教育の理念や、発達障害を含む障害のある児童生徒等への支援の在り方等について、児童生徒等の保護者をはじめ、学校周辺の地域の方々に対して、理解と啓発を推進する。
- 児童生徒等の交流及び共同学習を推進し、相互理解を促進する。

2 連携による特別支援教育の充実

連携による特別支援教育の充実

【課題】

- 保護者支援の取組
- 関係部局及び関係機関等が連携した対応

【施策の方向性】

- 地域の方による支援や学生ボランティア等を活用し、発達障害を含む障害のある児童生徒等の支援を充実する。